

令和 年 月 日議決・専決

令和 8年 4月 1日施行

令和 8年 3月 31日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町要綱第28号

佐用町住宅耐震化補助金交付要綱の一部を改正する要綱

佐用町住宅耐震化補助金交付要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 8年 3月 31日

佐用町長 江 見 秀 樹

佐用町住宅耐震化補助金交付要綱の一部を改正する要綱

佐用町住宅耐震化補助金交付要綱（令和7年佐用町要綱第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号ア中「方法」（）の次に「2025年改訂版、」を加え、同号イからエまでを次のように改める。

イ 一般財団法人日本建築防災協会による「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」（2025年改訂版、2011年改訂版、1996年版）による耐震診断

ウ 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準 同解説」（2017年改訂版、2001年改訂版）に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」による耐震診断

エ 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準 同解説」（2009年改訂版）に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」による耐震診断

第2条第9号中「見積をいい、」を「見積り並びに」に改め、「委員会」の次に「（既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録された耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する判定・評価等行う委員会をいう。）」を加え、同条第10号中「次に掲げるものをいい、カのみによる工事を除く。」を「次に掲げるものをいう（ただし、カのみによる工事を除く。）。」に改め、同条第12号イ中「シェルター等」を「シェルター」に改め、同条第15号中「建築基準法」の次に「（昭和25年法律第201号）」を、「する住宅を」の次に「原則として、同一敷地内で」を加える。

第7条第1項中「15日以内は、」を「15日以内に」に改める。

別表第5から別表第19までを次のように改める。

別表第5（第3条関係）

補助事業 の対象と なる者	住宅耐震化補助
	住宅耐震改修計画策定費補助
	次に掲げる要件を全て満たす者又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族 1 兵庫県内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの）を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅を所有する者 （1）耐震診断の結果、安全性が低いと診断されるもの （2）平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診

	<p>断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの  (3) 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」  で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの  2 町税等を滞納していない者</p>								
補助事業の対象となる経費	<p>補助事業の対象となる住宅（補助事業の対象となる者の第1項及び第2項に定める住宅をいう。以下同じ。）の耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費（ただし、その他共同住宅及びマンションにおいては、居住の用に供する部分に係る経費に限る。）</p>								
補助率	<p>2 / 3</p>								
補助金の額	戸建住宅	<p>補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は20万円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できた場合にあっては、3.3万円を限度とする。</p>							
	その他共同住宅	<p>補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は12万円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できた場合にあっては、4万円／戸を限度とする。</p>							
	マンション	<p>補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は補助事業の対象となる住宅の延べ面積（ただし、居住の用に供する部分に限る。）を下表に基づき区分し、面積区分ごとの交付限度額単価をそれぞれ乗じて得た額を合算した額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できた場合にあっては、下表に基づき算出される額に1 / 3を乗じて得た額を限度とする。</p> <table border="1" data-bbox="523 1664 1305 2029"> <thead> <tr> <th>面積区分</th> <th>交付限度額単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000㎡以内の部分</td> <td>2,400円 / ㎡</td> </tr> <tr> <td>1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分</td> <td>1,000円 / ㎡</td> </tr> <tr> <td>2,000㎡を超える部分</td> <td>700円 / ㎡</td> </tr> </tbody> </table>	面積区分	交付限度額単価	1,000㎡以内の部分	2,400円 / ㎡	1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分	1,000円 / ㎡	2,000㎡を超える部分
面積区分	交付限度額単価								
1,000㎡以内の部分	2,400円 / ㎡								
1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分	1,000円 / ㎡								
2,000㎡を超える部分	700円 / ㎡								

適用除外する事項	—
その他の事項	<p>1 策定される耐震改修計画が、地震に対して安全な計画となっている又は耐震診断の結果により、地震に対して安全な構造であることを確認できること。</p> <p>2 区分所有のその他共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象となる者が所有する戸数とする。</p> <p>3 その他共同住宅とは、戸建住宅及びマンション（共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であつて、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のもの）以外の住宅をいう。</p>

別表第6（第3条関係）

補助事業の対象となる者	住宅耐震化補助
	住宅耐震改修工事費補助
	<p>次の第1項、第2項及び第3項に掲げる要件をいずれも満たす者（ただし、戸建住宅及びその他共同住宅の場合、兵庫県民（個人）に限る。マンションについては第2項を除く。）又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族。</p> <p>1 兵庫県内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。）を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅（当該事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」若しくは「わが家の耐震改修促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）を所有する者（区分所有のマンションにおいては管理組合）</p> <p>(1) 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>(2) 平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>(3) 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p>

	<p>2 所有者の所得が1,200万円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が1,395万円）以下の者</p> <p>3 町税等を滞納していない者</p>				
補助事業の対象となる経費	<p>補助事業の対象となる住宅（補助事業の対象となる者の第1項に定める住宅をいう。以下同じ。）の耐震改修工事に要する経費（ただし、戸建住宅においては総額50万円以上のものに限り、その他共同住宅及びマンションにおいては、居住の用に供する部分に係る経費に限る。）</p>				
補助率	<p>戸建住宅：4/5、その他共同住宅：4/5、マンション：1/2</p>				
補助金の額	戸建住宅	<p>補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は115万円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」若しくは「わが家の耐震改修促進事業」のうち「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」若しくは「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」の補助金を過去に受けた住宅にあつては、当該補助金の額を控除する。</p>			
	その他共同住宅	<p>補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は45万円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）</p>			
	マンション	<p>補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額、補助事業の対象となる住宅の延べ面積（ただし、居住の用に供する部分に限る。）に25,850円/m<sup>2</sup>を乗じた額又は下表の延べ面積の区分に応じた絶対限度額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）</p> <table border="1" data-bbox="604 1906 1254 2063"> <thead> <tr> <th>延べ面積の区分<sup>(注)</sup></th> <th>絶対限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000 m<sup>2</sup>以上5,000 m<sup>2</sup></td> <td>3,090万円</td> </tr> </tbody> </table>	延べ面積の区分 <sup>(注)</sup>	絶対限度額	1,000 m <sup>2</sup> 以上5,000 m <sup>2</sup>
延べ面積の区分 <sup>(注)</sup>	絶対限度額				
1,000 m <sup>2</sup> 以上5,000 m <sup>2</sup>	3,090万円				

		<table border="1"> <tr> <td>以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5,000㎡を超え10,000㎡以内</td> <td>6,180万円</td> </tr> <tr> <td>10,000㎡を超え15,000㎡以内</td> <td>9,270万円</td> </tr> <tr> <td>15,000㎡超</td> <td>13,900万円</td> </tr> </table>	以内		5,000㎡を超え10,000㎡以内	6,180万円	10,000㎡を超え15,000㎡以内	9,270万円	15,000㎡超	13,900万円
以内										
5,000㎡を超え10,000㎡以内	6,180万円									
10,000㎡を超え15,000㎡以内	9,270万円									
15,000㎡超	13,900万円									
		(注) 居住の用に供する部分に限る。								
適用除外する事項	—									
その他の事項	<p>1 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となっていること。</p> <p>2 区分所有のその他共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象となる者が所有する戸数とする。</p> <p>3 補助事業の対象となる耐震改修工事は、次の事業者のいずれかとの契約による工事であること（マンションの場合を除く。その他共同住宅の場合は第1号に限る。）。</p> <p>(1) 兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者</p> <p>(2) 県にあらかじめ登録された事業者グループで、実績の公表に同意している事業者</p> <p>4 その他共同住宅とは、戸建住宅及びマンション（共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のもの）以外の住宅をいう。</p>									

別表第7（第3条関係）

補助事業の対象となる者	住宅耐震化補助
	耐震改修計画・工事費パッケージ型補助
	<p>次の第1項、第2項及び第3項に掲げる要件をいずれも満たす者又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族。</p> <p>1 兵庫県内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。）を含む。）のう</p>

	<p>ち、次の各号のいずれかに該当する住宅（当該事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」若しくは「わが家の耐震改修促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）を所有する者</p> <p>(1) 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>(2) 平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>(3) 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>2 所有者の所得が1,200万円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が1,395万円）以下の者</p> <p>3 町税等を滞納していない者</p>
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅（補助事業の対象となる者の第1項及び第3項に定める住宅をいう。以下同じ。）の耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事に要する経費（総額が50万円以上のものに限る。）
補助率	住宅耐震改修計画策定費：2/3      住宅耐震改修工事費：4/5
補助金の額	<p>耐震診断及び住宅耐震改修計画策定に要する経費に2/3を乗じた額（20万円を上限とする）及び耐震改修工事に要する経費に4/5を乗じた額（115万円を上限とする。）を合計した額（千円未満の端数切捨て）。</p> <p>ただし、この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」若しくは「わが家の耐震改修促進事業」のうち「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」の補助金を過去に受けた住宅にあつては、当該補助金の額を控除する。</p>
適用除外する事項	—
その他の事項	<p>1 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となっていること。</p> <p>2 事業者グループを構成する事業者で、実績の公表に同意している</p>

	<p>るものとの契約による耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事であること。</p> <p>3 「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点0.7以上の場合に限る。）」又はわが家の耐震改修促進事業における「住宅耐震改修工事費補助（部分改修型工事）」の補助金を受けたことがある住宅でないこと。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第8（第3条関係）

補助事業の対象となる者	部分型耐震化補助
	簡易耐震改修工事費補助
	<p>次の第1項、第2項及び第3項に掲げる要件をいずれも満たす者（ただし、戸建住宅及びその他共同住宅の場合、以下の全ての要件を満たす兵庫県民（個人）に限る。マンションについては第2項を除く。）又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族</p> <p>1 兵庫県内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの）を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅（当該事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）を所有する者（区分所有のマンションにおいては管理組合）</p> <p>(1) 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満又はI s 0.3未満のもの</p> <p>(2) 平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、上部構造評点が0.7未満のもの</p> <p>(3) 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、上部構造評点が0.7未満のもの</p> <p>2 所有者の所得が1,200万円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が1,395万円）以下の者</p> <p>3 町税等を滞納していない者</p>
補助事業の対象となる経費	<p>補助事業の対象となる住宅（補助事業の対象となる者の第1項に定める住宅をいう。以下同じ。）の耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事に要する経費（ただし、戸建住宅においては総額が50万円以上のものに限る。その他共同住宅及びマンションにおいては、居住の用に供する部分に係る経費に限る。）。ただし、「住宅耐震改修計画策定費補助」の補助金を過去に受けた住宅にあつては、耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費を控除する。</p>

補助率	戸建住宅：4／5、その他共同住宅：4／5、マンション：1／2										
補助金の額	戸建住宅	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は60万円のいずれか低い額。ただし、耐震診断の結果、上部構造評点が0.7以上又はI s値が0.3以上であることが確認できた場合にあつては、3.3万円（定額）とする。									
	その他共同住宅	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は25万円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、耐震診断の結果、上部構造評点が0.7以上又はI s値が0.3以上であることが確認できた場合にあつては、4万円／戸（定額）とする。									
	マンション	<p>補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は補助事業の対象となる住宅の延べ面積（ただし、居住の用に供する部分に限る。以下同じ。）に12,900円／㎡を乗じた額若しくは下表の延べ面積の区分に応じた絶対限度額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、耐震診断の結果、上部構造評点が0.7以上又はI s値が0.3以上であることが確認できた場合にあつては、延べ面積に12,900円／㎡を乗じた額に1／5を乗じた額又は下表の延べ面積の区分に応じた絶対限度額に1／5を乗じた額のいずれか低い額（ただし、居住の用に供する部分に係る経費に限る。）とする。</p> <table border="1" data-bbox="507 1395 1305 1886"> <thead> <tr> <th>延べ面積の区分<sup>(注)</sup></th> <th>絶対限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000㎡以上5,000㎡以内</td> <td>1,540万円</td> </tr> <tr> <td>5,000㎡を超え10,000㎡以内</td> <td>3,090万円</td> </tr> <tr> <td>10,000㎡を超え15,000㎡以内</td> <td>4,630万円</td> </tr> <tr> <td>15,000㎡超</td> <td>6,950万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 居住の用に供する部分に限る。</p>	延べ面積の区分 <sup>(注)</sup>	絶対限度額	1,000㎡以上5,000㎡以内	1,540万円	5,000㎡を超え10,000㎡以内	3,090万円	10,000㎡を超え15,000㎡以内	4,630万円	15,000㎡超
延べ面積の区分 <sup>(注)</sup>	絶対限度額										
1,000㎡以上5,000㎡以内	1,540万円										
5,000㎡を超え10,000㎡以内	3,090万円										
10,000㎡を超え15,000㎡以内	4,630万円										
15,000㎡超	6,950万円										

適用除外する事項	—
その他の事項	<p>1 耐震改修の結果、上部構造評点が0.7以上若しくはI<sub>s</sub>値が0.3以上となっていること又は耐震診断の結果上部構造評点が0.7以上若しくはI<sub>s</sub>値が0.3以上であることが確認できること。</p> <p>2 補助事業の対象となる耐震改修工事は、次の事業者のいずれかとの契約による工事であること（ただし、マンションの場合を除く。その他共同住宅の場合は第1号に限る。）。</p> <p>（1）兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者</p> <p>（2）県にあらかじめ登録された事業者グループで、実績の公表に同意している事業者</p> <p>3 その他共同住宅とは、住宅のうち、戸建住宅及びマンション（共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のもの）以外のものをいう。</p>

別表第9（第3条関係）

補助事業の対象となる者	部分型耐震化補助
	屋根軽量化工事費補助
	<p>次の第1項、第2項及び第3項に掲げる要件をいずれも満たす者（ただし、戸建住宅及びその他共同住宅の場合、以下の全ての要件を満たす兵庫県民（個人）に限る。マンションについては第2項を除く。）又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族</p> <p>1 兵庫県内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの）を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅（当該事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く）の補助金を受けたものを除く。）を所有する者（区分所有のマンションにおいては、管理組合）</p> <p>（1）耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもののうち、下表の区分に応じた上部構造評点以上1.0未満のもの</p> <p>（2）平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、下表の区分に応じた上部構造評点以上1.0未満のもの</p> <p>（3）平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で</p>

診断の結果、下表の区分に応じた上部構造評点以上1.0未満のもの

屋根の仕様		上部構造評点
改修前	改修後	
非常に重い屋根	軽い屋根	0.4
重い屋根 非常に重い屋根	軽い屋根	0.5
	重い屋根	0.5

- 2 所有者の所得が1,200万円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が1,395万円）以下の者
- 3 町税等を滞納していない者

補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅（補助事業の対象となる者の第1項及び第3項に定める住宅をいう。以下同じ。）の補助事業の対象となる者の第1項の表中の屋根の仕様に示す改修工事及びそれにあわせて実施する耐震改修工事に要する経費（ただし、戸建住宅においては総額が50万円以上のものに限る。その他共同住宅及びマンションにおいては、居住の用に供する部分に係る経費に限る。）			
補助率	戸建住宅：定額、その他共同住宅：1/2、マンション：1/2			
補助金の額	戸建住宅	補助の対象となる経費又は60万円のいずれか低い額		
	その他共同住宅	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は25万円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）		
	マンション	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は補助事業の対象となる住宅の延べ面積（ただし、居住の用に供する部分に限る。）に12,900円/m <sup>2</sup> を乗じた額若しくは下表の延べ面積の区分に応じた絶対限度額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）		
		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>延べ面積の区分</td> <td>絶対限度額</td> </tr> </table>	延べ面積の区分	絶対限度額
延べ面積の区分	絶対限度額			

		<table border="1"> <tr> <td>(注)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,000㎡以上5,000㎡以内</td> <td>1,540万円</td> </tr> <tr> <td>5,000㎡を超え10,000㎡以内</td> <td>3,090万円</td> </tr> <tr> <td>10,000㎡を超え15,000㎡以内</td> <td>4,630万円</td> </tr> <tr> <td>15,000㎡超</td> <td>6,950万円</td> </tr> </table>	(注)		1,000㎡以上5,000㎡以内	1,540万円	5,000㎡を超え10,000㎡以内	3,090万円	10,000㎡を超え15,000㎡以内	4,630万円	15,000㎡超	6,950万円
(注)												
1,000㎡以上5,000㎡以内	1,540万円											
5,000㎡を超え10,000㎡以内	3,090万円											
10,000㎡を超え15,000㎡以内	4,630万円											
15,000㎡超	6,950万円											
		(注) 居住の用に供する部分に限る。										
適用除外する事項	—											
その他の事項	<p>1 補助事業の対象となる耐震改修工事は、次の事業者のいずれかとの契約による工事であること（マンションの場合を除く。その他共同住宅の場合は第1号に限る。）。</p> <p>(1) 兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修事業者登録制度へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者</p> <p>(2) 県にあらかじめ登録された事業者グループで、実績の公表に同意している事業者</p> <p>2 その他共同住宅とは、住宅のうち、戸建住宅及びマンション（共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のもの）以外のものをいう。</p>											

別表第10（第3条関係）

補助事業の対象となる者	部分型耐震化補助 シェルター型工事費補助
	防災ベッド等設置助成 防災ベッド等設置補助
	<p>次の第1項、第2項及び第3項に掲げる要件をいずれも満たす兵庫県民（個人）又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族</p> <p>1 兵庫県内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの）を含む。）のうち、次の各号の</p>

	<p>いずれかに該当する住宅（当該事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）を所有する者</p> <p>(1) 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>(2) 平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>(3) 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>2 所有者の所得が1,200万円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が1,395万円）以下の者</p> <p>3 町税等を滞納していない者</p>						
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅（補助事業の対象となる者の第1項に定める住宅をいう。以下同じ。）におけるシェルターの設置工事（シェルター型工事）又は防災ベッド等の装置の設置（防災ベッド等設置）（総額が10万円以上のものに限る。その他共同住宅及びマンションにおいては、居住の用に供する部分に係る経費に限る。）に要する経費						
補助率	定額						
補助金の額	<table border="1" data-bbox="472 1173 1305 2078"> <thead> <tr> <th data-bbox="472 1173 887 1252">区 分</th> <th data-bbox="887 1173 1305 1252">補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="472 1252 887 1765">1 高齢者のみが居住する住宅に設置する場合</td> <td data-bbox="887 1252 1305 1765">シェルター型工事の場合は、補助事業の対象となる経費と115万円のいずれか低い方の額とし、防災ベッド等の装置の設置の場合は、補助の対象となる経費と10万円のいずれか低い方の額 ※補助金額が10万円の場合、防災ベッド等設置助成事業とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1765 887 2078">2 1以外の場合</td> <td data-bbox="887 1765 1305 2078">シェルター型工事の場合は、補助事業の対象となる経費と60万円のいずれか低い方の額とし、防災ベッド等の装置の設置の場合は、補助の対象となる経費と10</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	補助金額	1 高齢者のみが居住する住宅に設置する場合	シェルター型工事の場合は、補助事業の対象となる経費と115万円のいずれか低い方の額とし、防災ベッド等の装置の設置の場合は、補助の対象となる経費と10万円のいずれか低い方の額 ※補助金額が10万円の場合、防災ベッド等設置助成事業とする。	2 1以外の場合	シェルター型工事の場合は、補助事業の対象となる経費と60万円のいずれか低い方の額とし、防災ベッド等の装置の設置の場合は、補助の対象となる経費と10
区 分	補助金額						
1 高齢者のみが居住する住宅に設置する場合	シェルター型工事の場合は、補助事業の対象となる経費と115万円のいずれか低い方の額とし、防災ベッド等の装置の設置の場合は、補助の対象となる経費と10万円のいずれか低い方の額 ※補助金額が10万円の場合、防災ベッド等設置助成事業とする。						
2 1以外の場合	シェルター型工事の場合は、補助事業の対象となる経費と60万円のいずれか低い方の額とし、防災ベッド等の装置の設置の場合は、補助の対象となる経費と10						

		万円のいずれか低い方の額 ※補助金額が10万円の場合、防災ベッド等設置助成事業とする。
適用除外する事項	—	
その他の事項	—	

別表第11（第3条関係）

補助事業の対象となる者	建替工事費補助
	<p>次の各号の要件をいずれも満たす者（ただし、戸建住宅及びその他共同住宅の場合は、兵庫県民（個人）に限る。）又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族。</p> <p>なお、マンションについては、この項において「所有者」を「管理組合」に読み替える。</p> <p>(1) 除却する住宅（当該事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）の所有者又はその所有者に準ずると認める者</p> <p>(2) 新たに建築する住宅の所有者</p> <p>(3) 所得が1,200万円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が1,395万円）以下の者（マンションの場合を除く。）</p> <p>(4) 町税等を滞納していない者</p>
補助事業の対象となる経費	<p>補助事業の対象となる者が、第1項に該当する住宅の敷地内において第1項に該当する住宅を除却し、第2項に定める住宅に建て替える工事（総額が100万円以上のものに限る。その他共同住宅及びマンションにおいては、居住の用に供する部分に係る工事に限る。）に要する経費。ただし、この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」のうち「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補</p>

	<p>助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」の補助金を過去に受けた住宅については、当該補助金の額を控除するものとする。</p> <p>1 除却する住宅は、次の全ての要件を満たすこと</p> <p>(1) 兵庫県内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。）を含む。）</p> <p>(2) 所有者又はその所有者に準ずると認める者が自己の居住の用に供するもの</p> <p>(3) 以下に掲げる要件のいずれかを満たすもの</p> <p>ア 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>イ 平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」又は平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>ウ 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>2 建て替え後の住宅は、以下の全ての要件を満たすこと</p> <p>(1) 所有者が自己の居住の用に供するもの</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第2号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであること。ただし、令和3年度末までに設計に着手している場合は、この限りではない。</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内でないこと。ただし、令和3年度末までに設計に着手している場合は、この限りではない。</p> <p>(4) 「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン（災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域）内」で建設された住宅の内、3戸以上のもので、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づき立地を適正なものとするために行われた市（町）長の勧告に従わなかった旨の公表に係るものでないこと。ただし、令和4年度末までに設計に着手している場合は、この限りではない。</p>	
補助率	戸建住宅：4/5、その他共同住宅：4/5、マンション：1/2	
補助金の額	戸建住宅	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は115万円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）

	その他 共同住宅	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は45万円に補助事業の対象となる者が除却する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）										
	マンション	<p>補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は補助事業の対象となる者が除却する住宅の延べ面積（ただし、居住の用に供する部分に限る。）に25,850円／㎡を乗じた額、若しくは下表の延べ面積の区分に応じた絶対限度額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）</p> <table border="1" data-bbox="603 577 1308 1120"> <thead> <tr> <th data-bbox="603 577 957 660">延べ面積の区分<sup>(注)</sup></th> <th data-bbox="957 577 1308 660">絶対限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="603 660 957 784">1,000㎡以上5,000㎡以内</td> <td data-bbox="957 660 1308 784">3,090万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 784 957 907">5,000㎡を超え10,000㎡以内</td> <td data-bbox="957 784 1308 907">6,180万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 907 957 1030">10,000㎡を超え15,000㎡以内</td> <td data-bbox="957 907 1308 1030">9,270万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 1030 957 1120">15,000㎡超</td> <td data-bbox="957 1030 1308 1120">13,900万円</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="590 1209 1061 1254">(注) 居住の用に供する部分に限る。</p>	延べ面積の区分 <sup>(注)</sup>	絶対限度額	1,000㎡以上5,000㎡以内	3,090万円	5,000㎡を超え10,000㎡以内	6,180万円	10,000㎡を超え15,000㎡以内	9,270万円	15,000㎡超	13,900万円
延べ面積の区分 <sup>(注)</sup>	絶対限度額											
1,000㎡以上5,000㎡以内	3,090万円											
5,000㎡を超え10,000㎡以内	6,180万円											
10,000㎡を超え15,000㎡以内	9,270万円											
15,000㎡超	13,900万円											
適用除外する事項	—											
その他の事項	<p>その他共同住宅とは、住宅のうち、戸建住宅及びマンション（共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のもの）以外のものをいう。</p>											

別表第12（第5条及び第9条から第11条関係）

関係条項	内容
	住宅耐震改修計画策定費補助
<p>第5条 (交付申請)</p>	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 様式第16号（耐震診断・耐震改修計画策定住宅概要書）</li> <li>2 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</li> </ol> </li> </ol>

	<p>(2) 住宅の登記事項証明書</p> <p>(3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの）</p> <p>(4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類</p> <p>3 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢（生年月日）及び所有者と申請者の関係が分かる書類（所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等）</p> <p>4 住宅の付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）</p> <p>5 耐震診断・耐震改修計画策定費用の見積書</p> <p>6 区分所有の共同住宅である場合は次に掲げる書類</p> <p>(1) 交付申請内容を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類</p> <p>(2) 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類</p> <p>(3) 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類</p> <p>(4) 店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要となる書類</p> <p>7 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）</p>
	<p>(指定期日) 当該各事業に着手する前。</p>
<p>第9条第1項 （変更交付申請）</p>	<p>(軽微な変更) 補助金の額に変更を生じないもの（補助の対象となる住宅の変更を除く。）</p>
	<p>(添付書類) 第5条関係の各添付書類に準じる。</p>
	<p>(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく</p>
<p>第10条第1項 （遂行状況報告）</p>	<p>(報告事項等)</p> <p>1 事業の遂行状況</p> <p>2 今後の見通し（完了予定年月日）及び所見</p>
<p>第11条 （実績報告）</p>	<p>(添付書類)</p> <p>1 様式第17号（補助金算定・精算書）</p>

	<p>2 耐震改修工事費用の見積書</p> <p>3 交付決定通知書の写し</p> <p>4 様式第18号（耐震診断報告書）</p> <p>5 住宅耐震改修に係る図書</p> <p>（1） 配置図</p> <p>（2） 平面図、立面図（耐震改修前後）</p> <p>（3） その他耐震改修計画内容が確認できる図書</p> <p>6 耐震改修計画策定に係る契約書の写し及び領収書の写し等</p> <p>7 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）</p>
	<p>（指定期日） 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該各事業が完了した日の属する町の会計年度の3月24日のいずれか早い日。</p>
<p>第21条 （財産の処分制限）</p>	<p>（処分制限期間）</p> <p style="text-align: center;">—</p>

別表第13（第5条及び第9条から第11条関係）

関係条項	内容
	住宅耐震改修工事費補助
<p>第5条 （交付申請）</p>	<p>（添付書類）</p> <p>1 様式第21号（耐震改修工事住宅概要書）</p> <p>2 様式第17号（補助金算定・精算書）</p> <p>3 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し（全住戸分）</p> <p>（1） 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</p> <p>（2） 住宅の登記事項証明書</p> <p>（3） 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの）</p> <p>（4） その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類</p> <p>4 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢（生年月日）及び所有者と申請者の関係が分かる書類（所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等）</p> <p>5 様式第18号（耐震診断報告書）</p> <p>6 所得証明書の写し（全住戸分（マンションの場合を除く））</p>

	<p>く) )</p> <p>7 住宅耐震改修に係る図書</p> <p>(1) 付近見取図 (方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)</p> <p>(2) 配置図</p> <p>(3) 平面図、立面図 (耐震改修前後)</p> <p>(4) その他耐震改修工事内容が確認できる図書</p> <p>8 区分所有の共同住宅である場合は、次に掲げる書類</p> <p>(1) 交付申請内容を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類</p> <p>(2) 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類</p> <p>(3) 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類</p> <p>(4) 店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要となる書類</p> <p>9 改修工事を実施する事業者の要件が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し</p> <p>(1) 兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証 (マンションの場合を除く)</p> <p>(2) 兵庫県の登録を受けた事業者グループを構成する事業者であることが確認できる書類 (木造戸建住宅の場合に限る)</p> <p>10 様式第23号 (耐震改修工事实績公表同意書) (マンションの場合を除く)</p> <p>11 委任状 (代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格 (建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号 (登録府県名等)) を記載したもの)</p> <p>(指定期日) 当該各事業に着手する前。</p>
<p>第9条第1項 (変更交付申請)</p>	<p>(軽微な変更) 補助金の額に変更を生じないもの (補助の対象となる住宅の変更を除く。)</p> <p>(添付書類) 第5条関係の各添付書類に準じる。</p> <p>(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく</p>
<p>第10条第1項 (遂行状況報)</p>	<p>(報告事項等)</p> <p>1 事業の遂行状況</p>

告)	2 今後の見通し（完了予定年月日）及び所見
第11条 （実績報告）	<p>（添付書類）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 様式第17号（補助金算定・精算書）</li> <li>2 交付決定通知書の写し</li> <li>3 様式第22号（耐震改修工事実施確認書）</li> <li>4 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写し等</li> <li>5 様式第24号（耐震改修工事実績公表内容報告書）（マンションの場合を除く）</li> <li>6 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）</li> </ol> <p>（指定期日） 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する町の会計年度の3月24日のいずれか早い日。</p>
第21条 （財産の処分制限）	（処分制限期間） —

別表第14（第5条及び第9条から第11条関係）

関係条項	内 容
	耐震改修計画・工事費パッケージ型補助
第5条 （交付申請）	<p>（添付書類）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 様式第16号（耐震診断・耐震改修計画策定・耐震改修工事住宅概要書）</li> <li>2 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し（全住戸分） <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</li> <li>（2）住宅の登記事項証明書</li> <li>（3）住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの）</li> <li>（4）その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類</li> </ol> </li> <li>3 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢（生年月日）及び所有者と申請者の関係が分かる書類（所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等）</li> </ol>

	<p>4 所得証明書の写し</p> <p>5 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）</p> <p>6 事業者グループを構成する事業者であることが確認できる書類</p> <p>7 様式第23号（耐震改修工事实績公表同意書）</p> <p>8 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）</p>
	（指定期日） 当該各事業に着手する前。
第9条第1項 （変更交付申請）	<p>（軽微な変更）</p> <p>補助金の額に変更を生じないもの（補助の対象となる住宅の変更を除く。）</p>
	（添付書類） 第5条関係の各添付書類に準じる。
	（指定期日） 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく
第10条第1項 （遂行状況報告）	<p>（報告事項等）</p> <p>1 事業の遂行状況</p> <p>2 今後の見通し（完了予定年月日）及び所見</p>
第11条 （実績報告）	<p>（添付書類）</p> <p>1 様式第17号（補助金算定・精算書）</p> <p>2 交付決定通知書の写し</p> <p>3 様式第18号（耐震診断報告書）</p> <p>4 住宅耐震改修に係る図書</p> <p>（1） 配置図</p> <p>（2） 平面図、立面図（耐震改修前後）</p> <p>（3） その他耐震改修工事内容が確認できる図書</p> <p>5 様式第22号（耐震改修工事実施確認書）</p> <p>6 耐震診断、耐震改修計画策定、耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び領収書の写し等</p> <p>7 様式第24号（耐震改修工事实績公表内容報告書）</p> <p>8 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）</p>
	（指定期日） 当該各事業完了の日から起算して30日を経過し

	た日、又は当該各事業が完了した日の属する町の会計年度の3月24日のいずれか早い日。
第21条 (財産の処分制限)	(処分制限期間) ー

別表第15 (第5条及び第9条から第11条関係)

関係条項	内 容
	簡易耐震改修工事費補助
第5条 (交付申請)	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 様式第27号 (耐震改修住宅概要書)</li> <li>2 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (全住戸分) <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</li> <li>(2) 住宅の登記事項証明書</li> <li>(3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明 (建築年月が記載されたもの)</li> <li>(4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類</li> </ol> </li> <li>3 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の2親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢 (生年月日) 及び所有者と申請者の関係が分かる書類 (所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等)</li> <li>4 所得証明書の写し (全住戸分 (マンションの場合を除く))</li> <li>5 付近見取図 (方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)</li> <li>6 区分所有の共同住宅である場合は、次に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 交付申請内容を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類</li> <li>(2) 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類</li> <li>(3) 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類</li> <li>(4) 店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要となる書類</li> </ol> </li> <li>7 改修工事を実施する事業者の要件が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づ</li> </ol> </li> </ol>

	<p>く住宅改修業者登録制度による登録証（マンションの場合を除く）</p> <p>(2) 兵庫県の登録を受けた事業者グループを構成する事業者であることが確認できる書類（木造戸建住宅に限る）</p> <p>8 様式第23号（耐震改修工事实績公表同意書）（マンションの場合を除く）</p> <p>9 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）</p> <p>(指定期日) 当該各事業に着手する前。</p>
<p>第9条第1項 （変更交付申請）</p>	<p>(軽微な変更)</p> <p>補助金の額に変更を生じないもの（補助の対象となる住宅の変更を除く。）</p> <p>(添付書類) 第5条関係の各添付書類に準じる。</p> <p>(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく</p>
<p>第10条第1項 （遂行状況報告）</p>	<p>(報告事項等)</p> <p>1 事業の遂行状況</p> <p>2 今後の見通し（完了予定年月日）及び所見</p>
<p>第11条 （実績報告）</p>	<p>(添付書類)</p> <p>1 様式第28号（補助金精算書）</p> <p>2 交付決定通知書の写し</p> <p>3 様式第29号（耐震診断報告書）</p> <p>4 住宅耐震改修に係る図書</p> <p>(1) 配置図</p> <p>(2) 平面図、立面図（耐震改修前後）</p> <p>(3) その他耐震改修工事内容が確認できる図書</p> <p>5 様式第30号（耐震改修工事実施確認書）</p> <p>6 耐震診断、耐震改修計画策定、耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び領収書の写し等</p> <p>7 様式第24号（耐震改修工事实績公表内容報告書）（マンションの場合を除く）</p> <p>8 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）</p>

	(指定期日) 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する町の会計年度の3月24日のいずれか早い日。
第21条 (財産の処分制限)	(処分制限期間) —

別表第16 (第5条及び第9条から第11条関係)

関係条項	内 容
	屋根軽量化工事費補助
第5条 (交付申請)	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 様式第33号 (耐震改修工事住宅概要書)</li> <li>2 様式第34号 (補助金算定・精算書)</li> <li>3 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (全住戸分) <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</li> <li>(2) 住宅の登記事項証明書</li> <li>(3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明 (建築年月が記載されたもの)</li> <li>(4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類</li> </ol> </li> <li>4 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢 (生年月日) 及び所有者と申請者の関係が分かる書類 (所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等)</li> <li>5 様式第35号 (耐震工事事業計画書)</li> <li>6 所得証明書の写し (全住戸分 (マンションの場合を除く))</li> <li>7 住宅耐震改修に係る図書 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 付近見取図 (方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)</li> <li>(2) 配置図</li> <li>(3) 平面図、立面図 (耐震改修前後)</li> <li>(4) その他耐震改修工事内容が確認できる図書</li> </ol> </li> <li>8 区分所有の共同住宅である場合は、次に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 交付申請内容を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類</li> <li>(2) 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類</li> </ol> </li> </ol>

	<p>(3) 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類</p> <p>(4) 店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要となる書類</p> <p>9 改修工事を実施する事業者の要件が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し</p> <p>(1) 兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証（マンションの場合を除く）</p> <p>(2) 兵庫県の登録を受けた事業者グループを構成する事業者であることが確認できる書類（木造戸建住宅に限る）</p> <p>10 様式第23号（耐震改修工事实績公表同意書）（マンションの場合を除く）</p> <p>11 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）</p> <p>(指定期日) 当該各事業に着手する前。</p>
<p>第9条第1項 （変更交付申請）</p>	<p>(軽微な変更) 補助金の額に変更を生じないもの（補助の対象となる住宅の変更を除く。）</p> <p>(添付書類) 第5条関係の各添付書類に準じる。</p> <p>(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく</p>
<p>第10条第1項 （遂行状況報告）</p>	<p>(報告事項等)</p> <p>1 事業の遂行状況</p> <p>2 今後の見通し（完了予定年月日）及び所見</p>
<p>第11条 （実績報告）</p>	<p>(添付書類)</p> <p>1 様式第34号（補助金算定・精算書）</p> <p>2 交付決定通知書の写し</p> <p>3 様式第36号（耐震改修工事実施確認書）</p> <p>4 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写し等</p> <p>5 様式第24号（耐震改修工事实績公表内容報告書）（マンションの場合を除く）</p> <p>6 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登</p>

	録府県名等) ) を記載したもの)
	(指定期日) 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する町の会計年度の3月24日のいずれか早い日。
第21条 (財産の処分制限)	(処分制限期間) ー

別表第17 (第5条及び第9条から第11条関係)

関係条項	内 容
	シェルター型工事費補助
第5条 (交付申請)	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 様式第33号 (耐震改修工事住宅概要書)</li> <li>2 様式第34号 (補助金算定・精算書)</li> <li>3 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</li> <li>(2) 住宅の登記事項証明書</li> <li>(3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明 (建築年月が記載されたもの)</li> <li>(4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類</li> </ol> </li> <li>4 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢 (生年月日) 及び所有者と申請者の関係が分かる書類 (所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等)</li> <li>5 改修後の住宅の居住者の全員が高齢者の場合、その居住者全員の年齢 (生年月日) が分かる書類 (居住者全員の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等)</li> <li>6 様式第35号 (耐震工事事業計画書)</li> <li>7 所得証明書の写し (マンションの場合を除く)</li> <li>8 住宅耐震改修に係る図書 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 付近見取図 (方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)</li> <li>(2) 配置図</li> <li>(3) 平面図、立面図 (耐震改修前後)</li> <li>(4) その他耐震改修工事内容が確認できる図書</li> </ol> </li> <li>9 区分所有の共同住宅である場合は、次に掲げる書類</li> </ol>

	<p>(1) 交付申請内容を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類</p> <p>(2) 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類</p> <p>(3) 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類</p> <p>(4) 店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要な書類</p> <p>10 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）</p>
	<p>(指定期日) 当該各事業に着手する前。</p>
<p>第9条第1項 （変更交付申請）</p>	<p>(軽微な変更) 補助金の額に変更を生じないもの（補助の対象となる住宅の変更を除く。）</p>
	<p>(添付書類) 第5条関係の各添付書類に準じる。</p>
	<p>(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく</p>
<p>第10条第1項 （遂行状況報告）</p>	<p>(報告事項等)</p> <p>1 事業の遂行状況</p> <p>2 今後の見通し（完了予定年月日）及び所見</p>
<p>第11条 （実績報告）</p>	<p>(添付書類)</p> <p>1 様式第34号（補助金算定・精算書）</p> <p>2 交付決定通知書の写し</p> <p>3 様式第36号（耐震改修工事実施確認書）</p> <p>4 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写し等</p> <p>5 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）</p>
	<p>(指定期日) 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する町の会計年度の3月24日のいずれか早い日。</p>
<p>第21条 （財産の処分制限）</p>	<p>(処分制限期間) —</p>

別表第18（第5条及び第9条から第11条関係）

関係条項	内 容
	建替工事費補助
第5条 (交付申請)	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 様式第37号（住宅概要書）</li> <li>2 除却する住宅の所有者及び建築時期が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</li> <li>(2) 住宅の登記事項証明書</li> <li>(3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの）</li> <li>(4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類</li> </ol> </li> <li>3 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢（生年月日）及び所有者と申請者の関係が分かる書類（所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等）</li> <li>4 除却する住宅の簡易耐震診断結果</li> <li>5 申請者の所得証明書の写し（マンションの場合を除く）</li> <li>6 建替工事の見積書</li> <li>7 区分所有の共同住宅である場合は、次に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 交付申請内容を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類</li> <li>(2) 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類</li> <li>(3) 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類</li> <li>(4) 店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要となる書類</li> </ol> </li> <li>8 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることが確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し（ただし、完了実績報告において、建替後の住宅（建築確認において、省エネルギー基準への適合に係る審査が行われている場合に限る。）の建築確認通知書及びその添付図書を提出する場合は、添付を要しない。） <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に基づく設計住宅性能評価書</li> <li>(2) その他の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることが確認できる書類</li> </ol> </li> <li>9 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理</li> </ol>

	<p>人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）</p> <p>（指定期日） 当該各事業に着手する前。</p>
<p>第9条第1項 （変更交付申請）</p>	<p>（軽微な変更） 補助金の額に変更を生じないもの（補助の対象となる住宅の変更を除く。）</p> <p>（添付書類） 第5条関係の各添付書類に準じる。</p> <p>（指定期日） 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく</p>
<p>第10条第1項 （遂行状況報告）</p>	<p>（報告事項等）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の遂行状況</li> <li>2 今後の見通し（完了予定年月日）及び所見</li> </ol>
<p>第11条 （実績報告）</p>	<p>（添付書類）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 交付決定通知書の写し</li> <li>2 新たに建築した住宅の建築年月・耐震基準への適合状況・設計者が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）住宅の建築確認通知書及びその添付図書</li> <li>（2）前号に掲げるもののほか住宅の所有者、建築年月、現行の建築基準法への適合状況、設計者を証明する書類</li> </ol> </li> <li>3 建替えに係る工事契約書の写し及び領収書の写し等</li> <li>4 新たに建築する住宅の検査済証</li> <li>5 完了写真</li> <li>6 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）</li> </ol>
	<p>（指定期日） 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する町の会計年度の3月24日のいずれか早い日。</p>
<p>第21条 （財産の処分制限）</p>	<p>（処分制限期間）</p> <p style="text-align: center;">—</p>

別表第19（第5条及び第9条から第11条関係）

関係条項	内 容
------	-----

	防災ベッド等設置助成事業
第5条 (交付申請)	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 様式第37号 (住宅概要書)</li> <li>2 住宅の建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</li> <li>(2) 住宅の登記事項証明書</li> <li>(3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明 (建築年月が記載されたもの)</li> <li>(4) その他住宅の建築年月を証明する書類</li> </ol> </li> <li>3 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢 (生年月日) 及び所有者と申請者の関係が分かる書類 (所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等)</li> <li>3 簡易耐震診断結果</li> <li>4 住民票の写し</li> <li>5 所得証明書の写し</li> <li>6 設置しようとしている防災ベッド等に関する仕様書及び見積書</li> <li>7 委任状 (代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格 (建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号 (登録府県名等)) を記載したもの)</li> </ol> <p>(指定期日) 当該各事業に着手する前。</p>
第9条第1項 (変更交付申請)	<p>(軽微な変更) 補助金の額に変更を生じないもの (補助の対象となる住宅の変更を除く。)</p> <p>(添付書類) 第5条関係の各添付書類に準じる。</p> <p>(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく</p>
第10条第1項 (遂行状況報告)	<p>(報告事項等)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の遂行状況</li> <li>2 今後の見通し (完了予定年月日) 及び所見</li> </ol>
第11条 (実績報告)	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 交付決定通知書の写し</li> <li>2 防災ベッド等の設置にかかる契約書及び領収書の写し等</li> </ol>

	<p>3 完了写真</p> <p>4 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）</p>
	<p>（指定期日） 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する町の会計年度の3月24日のいずれか早い日。</p>
<p>第21条 （財産の処分制限）</p>	<p>（処分制限期間）</p> <p style="text-align: center;">—</p>

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第6条関係）

補助金交付決定通知書

第 年 月 日 号

様

佐用町長

年 月 日に申請があった補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、要綱第6条第3項の規定に基づき、通知します。

記

1 補助金交付決定の内容

住宅の所在地			
住宅の所有者氏名 <small>(団体の場合は、その名称及び代表者の名)</small>	住宅 の 区分	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> その他共同住宅 <small>(廉価・アパート等)</small> <input type="checkbox"/> マンション <small>(3階以上かつ1,000㎡以上)</small>	
補助のメニュー			
補助金の額等	補助事業の対象となる経費		補助金交付決定額
	円		円
工事予定期間	着工	年月日	完了 年月日

2 補助の条件

- (1) この補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は、当該申請書記載のとおりとする。
- (2) 補助事業者は、補助金交付要綱に従わなければならない。
- (3) この事業は、年 月 日までに完了し、年 月 日までに完了実績報告を提出すること。
- (4) 補助事業を中止した場合は、直ちに同項に基づき補助事業中止届を町長に提出すること。
- (5) 補助の対象とする住宅又は補助金の額に変更が生じる場合は、同要綱第9条第1項に基づき、補助金変更交付申請書を提出すること。
- (6) 補助事業者が、消費税及び地方消費税相当額が仕入れに係る税額控除の対象となる者の場合、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。また、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において、前述により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を別記様式により速やかに町長に報告し、町長の返還命令を受けて当該金額を町長に返還しなければならない。
- (7) その他、別紙のとおりとする。

住宅耐震改修計画策定費補助・シェルター型工事費補助以外の場合に記載

※ 本事業の補助を受けて住宅の耐震改修工事を行う場合、「住宅改修業者登録制度」による登録又は事業者グループの登録を受け、補助の実績を県のホームページで公表できる事業者等との契約が必要となりますのでご注意ください。

別紙（補助金交付の条件）

1. 事業の遂行状況の確認のため、中間検査を行う場合がある。

簡易耐震改修工事費補助の場合に記載

（2. 申請者が希望する場合、計画策定後着工までの間に、設計確認書を提出することが出来ません。）

2. 実績報告の際には、以下の補助対象工事とされた工事すべてについて、撮影した工事状況写真（施工前、施工中、施工後）を提出すること。

(1) 基礎工事

アンカー打設・鉄筋取付、コンクリート出来型、クラック補修等

(2) 耐力壁設置工事

既存壁撤去、補強材設置、補強材と既存の柱・横架材等との接合部（隠蔽される部分を含む）、  
床補強工事等

(3) 屋根工事

既存瓦、既存のきどい撤去、下地補修等

(4) その他の工事

交付決定において補助対象とされた上記以外の工事

（ご注意）

工事写真の撮り忘れ等により必要な書類が提出できない場合や、交付決定時の工事計画と実際の工事が異なる場合等は補助金を交付できない場合があります。

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

佐用町長 様

（申請者）

住 所	〒
氏 名	【※団体の場合は、団体名、役職及び代表者氏名】
電話番号	- -
電子メール	@ .jp

（上記代理人）

氏 名	※事業所等の名称、役職及び担当者氏名
電話番号	- -
電子メール	@ .jp

要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金確定額 額の確定通知書 年 月 日付け 第 号	金 円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る 消費税等相当額	金 円
3 消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税等相当額	金 円
4 補助金返還相当額	金 円

様式第15号を次のように改める。

様式第15号（第23条関係）

**ひょうご住まいの耐震化促進事業（住宅耐震改修計画策定費補助）** **申請者用チェックシート**

実績報告書

提出時チェック

確認項目	確認結果
1. 補助事業実績報告書（様式第7号）	<input type="checkbox"/> 有
(1) 申請者の住所（郵便番号）及び氏名	<input type="checkbox"/> 適
(2) 上記代理人の住所（郵便番号）及び氏名	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 対象外
(3) 交付決定通知書との整合性（交付決定年月日、番号、補助金額等）	<input type="checkbox"/> 適
(4) 事業の着手年月日、完了年月日（契約書、領収書の日付との整合性） ・着手年月日の <b>上段は申請内容</b> 、下段（実績）は <b>契約書契約日</b> ・完了年月日の <b>上段は申請内容</b> 、下段（実績）は <b>領収書支払日</b>	<input type="checkbox"/> 適
2. 補助金算定書（様式第17号）	<input type="checkbox"/> 有
(1) 補助金（ <del>算定</del> ・精算書）になっているか	<input type="checkbox"/> 適
(2) 見積者の記名はあるか	<input type="checkbox"/> 適
(2) 下記のとおり（ <del>見積</del> ）・精算 致します になっているか	<input type="checkbox"/> 適
(3) 住宅耐震改修計画策定費補助に○で困われているか	<input type="checkbox"/> 適
(4) 工事費（見積額）は正しく記載（内訳書と一致）されているか	<input type="checkbox"/> 適
3. 交付決定通知書（写し）が添付されているか	<input type="checkbox"/> 有
4. 耐震診断報告書（様式第18号）	<input type="checkbox"/> 有
(1) 耐震診断を行った建築士（耐震診断者）の記名	<input type="checkbox"/> 適
(2) 改修前後における耐震診断計算書の添付	<input type="checkbox"/> 適
5. 住宅耐震改修に係る図書（設計図書には建築士の記名）	<input type="checkbox"/> 有
(1) 付近見取り図	<input type="checkbox"/> 適
(2) 配置図	<input type="checkbox"/> 適
(3) 平面図及び立面図（耐震改修前後）	<input type="checkbox"/> 適
(4) その他耐震改修工事内容が確認できる図書（詳細図、屋根伏図等）	<input type="checkbox"/> 適
(5) 作成日は適正か	<input type="checkbox"/> 適
6. 耐震改修計画策定に係る契約書（写し）及び領収書（写し）	<input type="checkbox"/> 有
(1) 契約書原本と写しの整合性（提出時に原本提示）	<input type="checkbox"/> 提出時
(2) 契約日（交付決定通知年月日以降となっているか）	<input type="checkbox"/> 適
(3) 交付申請時の見積額と契約額の相違 ※補助金額が変更となる場合は変更交付申請が必要	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(4) 契約書・領収書の金額は全体契約額(1-(4)摘要)と同じか？	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 対象外
(5) 問(4)対象外の時、契約書・領収書の金額は収支決算書計と同じか	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 対象外
(6) 収入印紙が貼付されているか	<input type="checkbox"/> 適
7. 委任状（代理人が申請手続を行う場合）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 対象外
8. 添付資料の順番はあっているか（上記1～8の順番）	<input type="checkbox"/> 適
9. 上部構造点等が必要値の2倍を超える場合理由書が添付されているか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 対象外
10. 補助金請求書（金額・住所・氏名のみ記入、日付は記入しない）	<input type="checkbox"/> 有

様式第17号を次のように改める。

様式第17号（第23条関係）

年 月 日

### 補助金 算定・精算書

住宅改修業者登録 兵住改 第 号  
所在地  
会社名  
代表者名

下記のとおり見積り・精算致します。

（住宅耐震改修計画策定費補助、住宅耐震改修工事費補助）

住宅の所有者		
住宅の所在地		
住宅の建て方 <sup>※1</sup>	・戸建住宅 ・その他共同住宅 ・マンション	
（その他共同住宅の場合）	住戸数(a)	戸
	うち補助対象住戸数(b) <sup>※2</sup>	戸
（マンションの場合）	住戸数(a)	戸
	延べ面積(b)	㎡
総工事費 (c)=(a)+(b)		円
補助対象工事費 (a)		円
その他工事費 (b)		円
控除前の補助金額 <sup>※3</sup> (f)		円
控除する補助金額 <sup>※4</sup> (g)		円
補助金額の計 (h)=(f)-(g)		円

- ※1 住宅の建て方について、該当するものに○を付けてください。
- ※2 所得が1,200万円（給与収入のみの者にとっては給与収入が1,395万円）以下の県民が所有する住宅の戸数を記入してください。
- ※3 住宅耐震改修工事費補助の交付申請に使用する場合は、以下の算定表に基づき算出した補助金額を記入してください。（住宅耐震改修計画策定費補助の場合は記入不要）
- ※4 この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」若しくは「わが家の耐震改修促進事業」のうち「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」若しくは「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」の補助金を過去に受けた住宅について、それら事業で交付を受けた補助金額を記載。
- ※ 変更交付申請の際に使用する場合は、変更前を()書きで併記してください。

#### 【控除前の補助金額(f)の算定表】

区分	補助金額
戸建住宅	(耐震改修工事に要する額(上限1,437,500円/戸)) × 4/5 (千円未満の端数切捨て)
その他共同住宅	(耐震改修工事に要する額(上限562,500円/戸)) × 4/5 (千円未満の端数切捨て)
マンション	(耐震改修工事に要する額(上限51,700円/㎡)) × 1/2 (千円未満の端数切捨て)

【添付書類】耐震改修工事費内訳書

耐震改修工事費内訳書

I. 直接工事費 内訳書

名 称	数量	単位	金 額	備 考
A. 補助対象工事				
直接工事費		式		
共通費・諸経費		式		
消費税		式		
合計(a)				
B. 補助対象外工事		式		
直接工事費		式		
共通費・諸経費		式		
消費税				
合計(b)				
総計(c)=(a)+(b)				
A. 補助対象工事費				
A-1 直接工事費				
(1)直接仮設工事		式		
(2)耐震補強工事 1		式		
(3)耐震補強工事 2		式		
(4)屋根工事		式		
( ) …		式		
( ) …		式		
( ) …		式		
( ) …		式		
A-2 共通費・諸経費		式		
A-3 消費税		式		
A 合計				

A. 補助対象工事費 内訳明細書

名称	摘要	数量	単	単価	金額	備考
(1)直接仮設工事						
墨出し			式			
足場			m <sup>2</sup>			
養生			m <sup>2</sup>			
...						
計						
(2)耐震補強工事1						
構造用合板			m <sup>2</sup>			
壁 部分解体			m <sup>2</sup>			
床 部分解体			m <sup>2</sup>			
天井部分解体			m <sup>2</sup>			
壁 部分仕上			m <sup>2</sup>			
床 部分仕上			m <sup>2</sup>			
天井部分仕上			m <sup>2</sup>			
片引きフラッシュドア			箇所			
計						
(4)屋根工事						
屋根ふき替え工事			m <sup>2</sup>			
とい取替え工事			m			
計						
( )						
計						

様式第20号を次のように改める。

様式第20号（第23条関係）

ひょうご住まいの耐震化促進事業（住宅耐震改修工事費補助）申請者用チェックシート

□ 実績報告書

提出時チェック□

確認項目	確認結果
1. 補助事業実績報告書（様式第7号）	□ 有
(1) 申請者の住所（郵便番号）氏名	□ 適
(2) 上記代理人の住所（郵便番号）氏名	□ 適 □ 対象外
(3) 交付決定通知書との整合性（交付決定年月日、番号、補助金額等）	□ 適
(4) 事業の着手年月日、完了年月日（契約書、領収書の日付との整合性） ・ 着手年月日の上段は申請内容、下段（実績）は契約書契約日 ・ 完了年月日の上段は申請内容、下段（実績）は領収書支払日	□ 適
2. 補助金精算書（様式第17号）	□ 有
(1) 補助金 算定（精算）書 になっているか	□ 適
(2) 下記のとおり 見積り（精算）致します になっているか	□ 適
(3) 住宅耐震改修工事費補助が○で囲われているか	□ 適
(4) 精算額は工事費内訳書と一致しているか	□ 適
(5) 工事費内訳書（明細書）の検算	□ 適
3. 交付決定通知書（写し）が添付されているか	□ 有
4. 耐震改修工事実施確認書（様式第22号）	□ 有
(1) 工事確認者の記名	□ 適
(2) 交付決定の条件で指定した工事写真の添付（日付は適正か）	□ 適
5. 耐震改修工事請負契約書（写し）及び領収書（写し）	□ 有
(1) 契約書原本と写しの整合性（提出時に原本提示）	□ 適
(2) 契約日（交付決定通知年月日以降となっているか）	□ 適
(3) 交付申請時の見積額と契約額の相違 ※補助金額が変更となる場合は変更交付申請が必要	□ 有 □ 無
(4) 契約書と領収書の相違はないか（金額の一致が必要）	□ 適
(5) 契約書・領収書の金額は全体契約額(1-(4)摘要)と同じか	□ 適 □ 対象外
(6) 間(5)対象外の時、契約書・領収書の金額は収支決算書計と同じか	□ 適 □ 対象外
(7) 収入印紙が貼付されているか	□ 適
6. 耐震改修工事实績公表内容報告書（様式第24号）	□ 適
7. 委任状（代理人が申請手続きを行う場合）	□ 有 □ 対象外
8. 添付資料の順番はあっているか（上記1～8の順番）	□ 適
9. 補助金請求書（金額・住所・氏名のみ記入、日付は記入しない）	□ 有
10. 住宅耐震改修証明申請書	□ 有 □ 対象外
11. 固定資産税減額証明申請書	□ 有 □ 対象外
12. H27年度に対象範囲を拡大した、耐震改修工事以外の内装工事費等を補助対象工事費に含んでいるか	□ 適

様式第25号及び様式第26号を次のように改める。

様式第25号（第23条関係）

**ひょうご住まいの耐震化促進事業（簡易耐震改修工事費補助）申請者用チェックシート**

交付申請書  提出時チェック

確認項目	審査結果
1. 補助金交付申請書（様式第1号）	<input type="checkbox"/> 有
(1) 申請者の住所（郵便番号）及び氏名	<input type="checkbox"/> 適
(2) 上記代理人の住所（郵便番号）及び氏名	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 対象外
(3) 住宅所有者の氏名	<input type="checkbox"/> 適
(4) 申請者と住宅所有者の関係 <small>〔類似の欄が転付欄に転記〕</small>	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 対象外
(5) その他、各入力項目と添付書類の整合	<input type="checkbox"/> 適
2. 耐震改修住宅概要書（様式第27号）	<input type="checkbox"/> 有
(1) 建築物の所在地（証明書の地番を記入）	<input type="checkbox"/> 適
(2) 建築物所有者（証明書と一致）	<input type="checkbox"/> 適
(3) 建築物所有者の住所（証明書と一致）	<input type="checkbox"/> 適
(4) 建築年月（証明書と一致）	<input type="checkbox"/> 適
(5) 証明書と面積があっているか	<input type="checkbox"/> 適
(6) 改修前の評点は0.7未満か？（診断済の場合、診断結果の添付）	<input type="checkbox"/> 適
(7) 補助対象予定額は50万円以上か	<input type="checkbox"/> 適
3. 住宅の所有者および建築年が確認できる書類（写し）	<input type="checkbox"/> 有
<input type="checkbox"/> 住宅の建築確認通知書又は検査済証	
<input type="checkbox"/> 住宅の登記事項証明書	
<input type="checkbox"/> 住宅の固定資産課税台帳（評価額）証明書	
4. 住宅所有者の年齢（生年月日）が分かる書類 <small>〔類似の欄が転付欄に転記〕</small>	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 対象外
<input type="checkbox"/> 運転免許証、年金手帳、マイナンバーカードの表面等の写し	
5. 住宅所有者と申請者の関係が分かる書類 <small>〔類似の欄が転付欄に転記〕</small>	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 対象外
<input type="checkbox"/> 戸籍抄本又は戸籍謄本	
<input type="checkbox"/> 第三者による任意の証明書	
<input type="checkbox"/> その他（ ）	
6. 所得証明書（写し）※市町の発行する市町県民税課税（所得）証明書	<input type="checkbox"/> 適
7. 住宅の付近見取り図	<input type="checkbox"/> 有
(1) 付近見取り図	<input type="checkbox"/> 適
(2) 方位、道路及び目標となる建物の明示	<input type="checkbox"/> 適
8. 改修工事を実施する事業者の兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証の写し	<input type="checkbox"/> 適
9. 耐震改修工事実績公表同意書（様式第23号）	<input type="checkbox"/> 適
10. 委任状（代理人が申請手続きを行う場合）※建築士・行政書士資格要	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 対象外
11. 債権者登録申請書（希望する場合のみ）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 対象外
(1) 住所、氏名、フリガナ	<input type="checkbox"/> 適
(2) 金融機関名、支店名、預金種別、口座番号	<input type="checkbox"/> 適
12. 添付資料の順番はあっているか	<input type="checkbox"/> 適

区分所有の共同住宅である場合	<input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 対象外
(1) 管理組合の議決等を経たことを証する書類	<input type="checkbox"/> 有
(2) 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類	<input type="checkbox"/> 有
(3) （管理組合の理事長等が申請者の場合）理事長等を証する書類	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 対象外
(4) （店舗併用住宅の場合）住宅部分の補助対象経費算定に必要な書類	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 対象外

□ 設計確認書

提出時チェック□

確認項目	審査結果
1. 設計確認書（様式第12号）	-
(1) 耐震診断を行った建築士（耐震診断者）の記名	<input type="checkbox"/> 適
(2) 補助対象経費の記載（補助対象経費は50万円以上か？）	<input type="checkbox"/> 適
2. チェックリスト	-
(1) 耐震設計を行った建築士（耐震診断者）の記名	<input type="checkbox"/> 適
3. 設計計算書	-
(1) 改修前後における耐震診断計算書の添付	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 対象外
4. 住宅耐震改修に係る図書	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 対象外
<input type="checkbox"/> 付近見取り図及び配置図	
<input type="checkbox"/> 平面図及び立面図（耐震改修前後）	
5. 耐震改修工事費見積書（補助対象工事範囲の妥当性）	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 対象外

様式第26号（第23条関係）

ひょうご住まいの耐震化促進事業（簡易耐震改修工事費補助）申請者用チェックシート

□ 実績報告書

提出時チェック□

確認項目	確認結果
1. 補助事業実績報告書（様式第7号）	<input type="checkbox"/> 有
(1) 申請者の住所（郵便番号）及び氏名	<input type="checkbox"/> 適
(2) 上記代理人の住所（郵便番号）及び氏名	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 対象外
(3) 交付決定通知書との整合性（交付決定年月日、番号、補助金額等）	<input type="checkbox"/> 適
(4) 事業の着手年月日、完了年月日（契約書、領収書の日付との整合性）	<input type="checkbox"/> 適
・着手年月日の上段は申請内容、下段（実績）は契約書契約日	
・完了年月日の上段は申請内容、下段（実績）は領収書支払日	
2. 補助金精算書（様式第28号）	<input type="checkbox"/> 有
(1) 精算額は工事費内訳書と一致しているか	<input type="checkbox"/> 適
(2) 工事費内訳書（明細書）の検算	<input type="checkbox"/> 適
3. 交付決定通知書（写し）が添付されているか	<input type="checkbox"/> 有
4. 耐震診断報告書（様式第18号）	<input type="checkbox"/> 有
(1) 耐震診断を行った建築士（耐震診断者）の記名	<input type="checkbox"/> 適
(2) 改修前後における耐震診断計算書の添付	<input type="checkbox"/> 適
5. 住宅耐震改修に係る図書（設計図書には建築士の記名）	<input type="checkbox"/> 有
(1) 付近見取り図	<input type="checkbox"/> 適
(2) 配置図	<input type="checkbox"/> 適
(3) 平面図及び立面図（耐震改修前後）	<input type="checkbox"/> 適
(4) その他耐震改修工事内容が確認できる図書（詳細図、屋根伏図等）	<input type="checkbox"/> 適
(5) 作成日は適正か	<input type="checkbox"/> 適
6. 耐震改修工事実施確認書（様式第30号）	<input type="checkbox"/> 有
(1) 工事確認者の記名及び押印	<input type="checkbox"/> 適
(2) 交付決定の条件で指定した工事写真の添付（日付は適正か）	<input type="checkbox"/> 適
7. 耐震改修計画策定及び工事請負契約書（写し）及び領収書（写し）	<input type="checkbox"/> 有
(1) 契約書原本と写しの整合性（提出時に原本提示）	<input type="checkbox"/> 適
(2) 契約日（交付決定通知年月日以降となっているか）	<input type="checkbox"/> 適
(3) 交付申請時の見積額と契約額の相違	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
※補助金額が変更となる場合は変更交付申請が必要	
(4) 契約書と領収書の相違はないか（金額の一致が必要）	<input type="checkbox"/> 適
(5) 契約書・領収書の金額は全体契約額(1)-(4)摘要)と同じか	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 対象外
(6) 問(5)対象外の時、契約書・領収書の金額は収支決算書計と同じか	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 対象外
(7) 収入印紙が貼付されているか	<input type="checkbox"/> 適
8. 耐震改修工事実績公表内容報告書（様式第24号）	<input type="checkbox"/> 適
9. 委任状（代理人が申請手続きを行う場合）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 対象外
10. 添付資料の順番はあっているか（上記1～10の順番）	<input type="checkbox"/> 適
11. 補助金請求書（金額・住所・氏名のみ記入、日付は記入しない）	<input type="checkbox"/> 有

様式第32号を次のように改める。

様式第32号（第23条関係）

ひょうご住まいの耐震化促進事業（シェルター型・屋根軽量化）申請者用チェックシート

実績報告書

提出時チェック

確認項目	確認結果
1. 補助事業実績報告書（様式第7号）	<input type="checkbox"/> 有
(1) 申請者の住所（郵便番号）及び氏名	<input type="checkbox"/> 適
(2) 上記代理人の住所（郵便番号）及び氏名	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 対象外
(3) 交付決定通知書との整合性（交付決定年月日、番号、補助金額等）	<input type="checkbox"/> 適
(4) 事業の着手年月日、完了年月日（契約書、領収書の日付との整合性） ・ 着手年月日の上段は申請内容、下段（実績）は契約書契約日 ・ 完了年月日の上段は申請内容、下段（実績）は領収書支払日	<input type="checkbox"/> 適
2. 補助金精算書（様式第34号）	<input type="checkbox"/> 有
(1) 補助金算定（精算）書になっているか	<input type="checkbox"/> 適
(2) 下記のとおり見積り（精算）致しますになっているか	<input type="checkbox"/> 適
(3) 対象となる工事費補助メニューが○で囲われているか	<input type="checkbox"/> 適
(4) 精算額は工事費内訳書と一致しているか	<input type="checkbox"/> 適
(5) 工事費内訳書（明細書）の検算	<input type="checkbox"/> 適
3. 交付決定通知書（写し）が添付されているか	<input type="checkbox"/> 有
4. 耐震改修工事実施確認書（様式第38号）	<input type="checkbox"/> 有
(1) 工事確認者の記名	<input type="checkbox"/> 適
(2) 交付決定の条件で指定した工事写真の添付（日付は適正か）	<input type="checkbox"/> 適
5. 耐震改修工事請負契約書（写し）及び領収書（写し）	<input type="checkbox"/> 有
(1) 契約書原本と写しの整合性（提出時に原本提示）	<input type="checkbox"/> 適
(2) 契約日（交付決定通知年月日以降となっているか）	<input type="checkbox"/> 適
(3) 交付申請時の見積額と契約額の相違 ※補助金額が変更となる場合は変更交付申請が必要	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(4) 契約書と領収書の相違はないか（金額の一致が必要）	<input type="checkbox"/> 適
(5) 契約書・領収書の金額は全体契約額(1-(4)摘要)と同じか？	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 対象外
(6) 間(5)対象外の時、契約書・領収書の金額は収支決算書計と同じか	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 対象外
(7) 収入印紙が貼付されているか	<input type="checkbox"/> 適
6. 委任状（代理人が申請手続きを行う場合）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 対象外
7. 添付資料の順番はあっているか（上記1～7の順番）	<input type="checkbox"/> 適
8. 補助金請求書（金額・住所・氏名のみ記入、日付は記入しない）	<input type="checkbox"/> 有
9. 住宅耐震改修証明申請書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 対象外
10. 固定資産税減額証明申請書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 対象外

様式第34号を次のように改める。

様式第34号（第23条関係）

年 月 日

### 補助金 算定・精算 書

住宅改修業者登録 兵住改 第 号  
(シェルター型工事費補助は登録業者でなくても可)  
所在地  
会社名  
代表者名

下記のとおり 見積り ・ 精算 致します。

( シェルター型工事費補助、屋根軽量化工事費補助 )

住宅の所有者			
住宅の所在地			
住宅の建て方 <sup>※1</sup>	・ 戸建住宅		・ 共同住宅
(その他共同住宅の場合)	住戸数(a)		戸
	うち補助対象戸数(b) <sup>※2</sup>		戸
(マンションの場合)	住戸数(a)		戸
	延べ面積(b)		m <sup>2</sup>
総工事費 (c)=(a)+(b)			円
補助対象工事費 (a)			円
その他工事費 (b)			円

※1 住宅の建て方について、該当するものに○を付けてください。

※2 所得が1,200万円(給与収入のみの者にあつては給与収入が1,395万円)以下の県民が所有する住宅の戸数を記入してください。

【添付書類】耐震改修工事費内訳書

耐震改修工事費内訳書

I. 直接工事費 内訳書

名 称	数量	単位	金 額	備 考
A. 補助対象工事				
直接工事費		式		
共通費・諸経費		式		
消費税		式		
合計(a)				
B. 補助対象外工事		式		
直接工事費		式		
共通費・諸経費		式		
消費税				
合計(b)				
総計(c)=(a)+(b)				
A. 補助対象工事費				
A-1 直接工事費				
(1)直接仮設工事		式		
(2)耐震補強工事 1		式		
(3)耐震補強工事 2		式		
(4)屋根工事		式		
( ) …		式		
( ) …		式		
( ) …		式		
( ) …		式		
A-2 共通費・諸経費		式		
A-3 消費税		式		
A 合計				

A. 補助対象工事費 内訳明細書

名称	摘要	数量	単	単価	金額	備考
(1)直接仮設工事						
墨出し			式			
足場			m <sup>2</sup>			
養生			m <sup>2</sup>			
...						
計						
(2)耐震補強工事1						
構造用合板			m <sup>2</sup>			
壁 部分解体			m <sup>2</sup>			
床 部分解体			m <sup>2</sup>			
天井部分解体			m <sup>2</sup>			
壁 部分仕上			m <sup>2</sup>			
床 部分仕上			m <sup>2</sup>			
天井部分仕上			m <sup>2</sup>			
片引きフラッシュドア			箇所			
計						
~~~~~						
(4) 屋根工事						
屋根ふき替え工事			m <sup>2</sup>			
とい取替え工事			m			
計						
~~~~~						
( )						
計						

(第 面 / 面)

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。